

第3項 リサイクルを進める

(1) 再生資源のリサイクル（再生利用）

① 集団回収団体支援

集団回収事業は、各区の事業として平成4年に都から移管されました。資源回収業者と協力して、古紙・紙パック・古布・アルミ缶などの資源のリサイクルに取り組む町会、自治会、子ども会等、区民の自主的な団体であれば、登録団体になることができます。区は、登録団体から資源回収の実績について報告を受け、回収量1kg当たり6円の報奨金を支給しています。このほか、集荷場所案内板・雨よけシート等の支給や、電動空き缶プレス機を無償で貸し出しています。また、資源回収業者の紹介も行っています。

平成23年度からは、練馬区資源循環センターを管理運営する公益財団法人練馬区環境まちづくり公社に業務委託しています。

○集団回収の実績

(単位：t)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
資源回収量	9,020	9,956	10,976	11,732	12,153
登録団体数	366	414	449	503	533

② 事業系の資源回収の支援（商店街・オフィスリサイクル・ねりま）

商店街、オフィス等から発生する事業系のダンボール、板紙、OA紙等の古紙類を中心に、回収業者が主体となって回収を行っています。ダンボールや板紙は平成8年10月から、OA紙やシュレッダー類は平成9年5月から回収を行っています。

③ 集積所での資源回収（古紙・容器包装プラスチック）

平成9年6月から東京都清掃局のモデル事業として、光が丘地区で古紙・びん・缶の回収を開始し、平成12年2月から区内全域で週1回古紙の回収を開始しました。

平成19年10月から区内の一部地域で、それまで不燃ごみとして収集していた容器包装プラスチックを資源として回収し、それ以外のプラスチック・ゴム製品・革製品を可燃ごみとする分別変更のモデル事業として実施し、平成20年10月からは、区内全域で本格実施し、最終処分場の延命化が図られました。

④ 街区路線回収（びん・缶・ペットボトル）

平成8年12月から関町北、関町東の地域で、週1回、回収用コンテナを設置し、各週で交互に飲食用ガラスびんと飲食用缶を回収する街区路線回収を開始しました。その後順次地域の拡大を図り、平成12年12月には光が丘地区を除くすべての地域で実施しました。これに伴い、公共施設の拠点回収（飲料缶のみ）は廃止され、街区路線回収に統合されました。

なお、平成 13 年 12 月に、光が丘地区を除く全域で飲食用ガラスびんと飲食用缶を毎週同時に回収する方式に変更しました。平成 15 年度からは、光が丘地区も統合し、区内全地域で街区路線回収を展開することとなりました。

平成 16 年 7 月から早宮・春日町・田柄地域でペットボトルの回収を始め、回収地域を順次拡大し、平成 18 年度中に区内全域で実施し、平成 19 年度からは、排出量の少ない小規模事業者についても、有料で回収する事業を開始しました。

○街区路線回収の回収実績

(単位：t)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
びん	5,381	5,389	5,424	5,359	5,446
缶	2,220	2,196	2,139	2,060	2,011
ペットボトル	1,727	1,799	2,051	1,987	2,008
合計	9,328	9,384	9,614	9,406	9,465

⑤ 拠点回収

1) 紙パック

区民が日頃利用しているコンビニエンスストアやスーパーマーケットなどの販売店 23 店舗および 13 か所の区立施設を拠点として回収を行っています。

2) 乾電池

区内 89 か所の販売店および区立施設等に回収ボックスを設置し、使用済み乾電池の回収を行っています。

区立小中学校 66 校では、児童生徒を対象として、回収ボックスを設置し、回収を行っています。

3) ペットボトル

平成 14 年度に清掃事務所が行っていた販売店回収と区のリサイクル事業として行っていた販売店回収の事業の統合を行いました。

回収協力店 280 店を拠点として回収を行っています。

4) 古着・古布

古着・古布のリサイクルへの参加を確保するため、平成 14 年度から区立施設を利用した回収を行っています。平成 25 年度は 27 か所の区立施設（他に臨時回収 8 か所）で回収を行いました。

5) 廃食用油

家庭で不用となったてんぷら油など植物性の廃食用油について資源の有効活用、ごみ減量化等のため、平成 20 年 6 月から回収・資源化事業を開始しました。

当初は、区内 30 か所の区立施設などで、月 1 回の回収を実施し、現在回収拠点を 42 か所に増やし回収を行っています。

回収された廃食用油は、バイオディーゼル燃料（軽油代替燃料）として清掃車に利用しているほか、インクの原料などの工業用原料に利用されています。

6) 小型家電

平成 23 年 9 月から区内 5 か所の区立施設に回収ボックスを設置し、9 品目の小型家電製品（携帯電話、携帯音楽プレーヤー、携帯ゲーム機器、デジタルカメラ、ポータブルビデオカメラ、ポータブルカーナビ、電子辞書、桌上計算機、ACアダプター）の回収を開始しました。

回収した小型家電製品からは有用金属（金・銀・銅・鉄・パラジウムなど）を再資源化しています。

平成 24 年 1 月に 7 か所、同年 10 月に 9 か所、平成 25 年 10 月に 11 か所に回収拠点を増やしました。

7) 蛍光管

平成 24 年度から、区内 42 か所の区立施設ボックス回収を期間限定で実施。（平成 25 年度は、12, 1 月に実施）

○拠点回収の回収実績

(単位：t)

種 別	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
紙パック	41	36	30	29	26
乾電池	101	101	94	91	85
ペットボトル	459	380	379	335	327
古着・古布	573	552	557	507	465
廃食用油	20	19	18	19	18
小型家電	—	—	1	2	3
蛍光管	—	—	—	1	1
合計	1,194	1,088	1,079	984	925

(2) 区立施設におけるリサイクルの推進

区は自らの事業者責任として、事業活動に伴う廃棄物の再利用を図るため、平成9年度から、古紙回収に加え、びん・缶・ペットボトル・トレイ・乾電池の回収を全施設で開始しました。

平成20年6月からは、保育園、福祉園など給食提供施設の廃食用油の回収・資源化を開始しています。

また、平成22年12月から蛍光管の回収を開始しました。

○区立施設回収の回収実績（区役所庁舎を除く）

（単位：t）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
古紙等	715.7	695.6	716.4	704.7	683.4
びん	7.0	8.0	8.2	7.5	7.9
缶	16.5	16.0	17.7	16.2	16.3
ペットボトル	9.9	10.1	10.0	10.2	10.7
トレイ	0.02	0.01	0.02	0.02	0.01
乾電池	4.9	1.7	1.5	2.4	3.5
廃食用油	5.2	6.6	8.1	7.9	8.6
蛍光管	—	2.6	4.8	5.4	4.9
計	759.22	740.61	766.72	754.32	735.31

※ 古紙等には古布を含む

(3) 練馬区資源循環センター

区の循環型社会づくりの中心的施設として平成 22 年 11 月に開設しました。施設は環境に配慮し、太陽光発電、雨水利用、屋上緑化等を行っています。

練馬区資源循環センターでの主な事業は、以下のとおりです。

なお、事業の実施および施設の管理運営は、公益財団法人練馬区環境まちづくり公社が担っています。

容器包装プラスチックの回収事業

家庭などから排出される容器包装プラスチックを集積所から回収し、選別・圧縮・梱包・保管する中間処理施設に搬入しています。

平成 25 年度の回収量は、5,219.1 t でした。

粗大ごみの収集事業

家庭から排出される粗大ごみは、区民が粗大ごみ受付センターに申込み、収集希望か区民自身による持込み希望かの選択が可能となっており、収集希望の場合は、指定日に収集しています。

平成 25 年度の収集量は 4,473.7 t で、件数は 175,216 件でした。

粗大ごみ・資源の持込事業

粗大ごみ受付センターへの申込みの際に、区民自身による持込みを希望した場合は、その受入れを行っています。

平成 25 年度の粗大ごみの持込み量は 471.3 t で、件数は 16,819 件でした。

また、資源回収拠点の一つとして毎週日曜日に古着・古布、廃食用油の回収を行うほか、廃乾電池、紙パック、小型家電の回収ボックスを設置しています。

粗大ごみの再利用事業

粗大ごみの中から再利用可能となる木製家具等を簡易な清掃・修理を施し、区内 3 か所のリサイクルセンターに搬入して、区民に販売しています。

平成 25 年度に再利用した量は 81.3 t で、点数は 6,597 点でした。

粗大ごみの金属類、布団の資源化事業

家庭から排出された粗大ごみの中から電化製品・金属製品を選別・解体し、鉄類や希少金属類等を回収しています。

平成 25 年度は鉄類・希少金属類等で計 709.6 t を資源化事業者へ引渡しました。

また、布団も選別し、資源化する事業を行っています。

平成 25 年度は 108.6 t を資源化事業者へ引渡しました。

バイオディーゼル燃料精製事業

家庭や区立の小中学校から排出される使用済みの食用油を回収し、バイオディーゼル燃料に精製し、区の清掃車 2 台と環境学習車に利用しています。

平成 25 年度の精製量は 10,122.90 でした。

資源循環推進事業の普及・啓発等

相談コーナーでは、資源循環およびリサイクルに関する図書や資料を収集し、区民や事業者に閲覧と貸出をしています。また、施設見学会、ごみの発生抑制とリサイクルに関する各種イベント、「3R」につながる講習会などを開催しています。